



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○ 家畜伝染病発生の報告（畜産課）	1
○ 公金の徴収に関する事務の委託（企業立地推進課）	1
○ 道路の区域の変更・2 件（道路管理課）	2
○ 公共測量の実施の通知（道路管理課）	2
○ 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）	2
○ 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）	3
○ 土砂災害特別警戒区域の全部についての指定の解除（海岸防災課）	3
○ 建築基準法に基づく道路の位置の指定（南部土木事務所）	3

公 告

○ 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）	4
○ 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課）	4
○ 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2 件（都市計画・モノレール課）	4
○ 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	5
○ 開発行為に関する工事の完了・4 件（建築指導課）	7

告 示

沖縄県告示第294号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 2 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

発生伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所（区域）	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1 戸 1 頭	多良間村	令和 6 年 7 月 17 日

沖縄県告示第295号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第12号）附則第 2 条の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和 6 年 8 月 2 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の施設使用料徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社沖縄ダイケン

(2) 所在地 那覇市おもろまち 1 丁目 1 番12号
- 3 委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで

沖縄県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和6年8月2日から同月15日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 幸地インター線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	西原町字翁長564番地から 西原町字幸地602番地3地先まで	12.1m ～ 356.5m	1,082.2m
新	西原町字翁長564番地から 西原町字幸地602番地3地先まで	12.1m ～ 356.5m	1,082.2m

沖縄県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和6年8月2日から同月15日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉城那覇自転車道線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	南城市佐敷字佐敷西上原1340番1地内	9.6m ～ 11.9m	12.0m
新	南城市佐敷字佐敷西上原1340番1地内	9.6m ～ 15.2m	12.0m

沖縄県告示第298号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 うるま市勝連平敷屋
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年7月11日から同年12月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第299号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 与那国町地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和5年12月22日から令和6年3月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第300号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
与久田(2)	恩納村字真栄田のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び恩納村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第301号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について指定を次のとおり解除する。

令和6年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
屋嘉下口川311－C－01	恩納村字恩納のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び恩納村役場において縦覧に供する。）

沖縄県告示第302号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年8月2日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和6年6月11日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字船越内又原1229番1
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 32.39メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和 6 年 8 月 2 日から同年12月 2 日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宮古島市観光商工スポーツ部観光商工課において縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 2 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 届出年月日 令和 6 年 6 月27日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドラッグストアモリ宮古島東仲宗根店 宮古島市平良字東仲宗根ソデ山964番ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の 1 代表取締役 森竜馬
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の 1 代表取締役 森竜馬
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和 7 年 2 月28日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,437平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 60台
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 14台
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 40平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 6.96立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口 2 か所、出口 2 か所、出入口の位置 次の図のとおり
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後 9 時まで
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宮古島市観光商工スポーツ部観光商工課において縦覧に供する。）

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画道路及び那覇広域都市計画都市高速鉄道の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和 6 年 8 月 2 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時 令和 6 年 9 月10日 午後 7 時開始

2 場所 沖縄県立博物館・美術館美術館講座室 那覇市おもろまち 3 丁目 1 番 1 号

3 都市計画の変更の案の概要 那覇広域都市計画道路の 9・7・1 号沖縄都市モノレール及び那覇広域都市計画都市高速鉄道の 1 号沖縄都市モノレールを変更する。

4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の 1 週間前（令和 6 年 9 月 3 日午後 5 時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。

5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は那覇市都市みらい部都市計画課

6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、那

那覇市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 2 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 那覇具志頭線沿道地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 2 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 真地交差点周辺地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和 6 年 8 月 2 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 2 月13日
(2) 商号名 有限会社國真住建
(3) 代表者名 國吉美代子
(4) 所在地 那覇市前島2丁目8番13号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第8308号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 2 月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 2 月21日
(2) 商号名 株式会社クリアプロジェクト
(3) 代表者名 徳田竜季
(4) 所在地 沖縄市比屋根七丁目24番23号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-5）第13466号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 2 月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 2 月29日
(2) 商号名 株式会社丸和開発
(3) 代表者名 比嘉和史
(4) 所在地 豊見城市字嘉数708番地 7
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第13814号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 2 月29日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 2 月29日
(2) 商号名 鈴建社寺
(3) 代表者名 鈴木浩一

- (4) 所在地 石垣市字新川1468番地118フォレスト I 103号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第14437号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 2 月 29 日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和 6 年 3 月 4 日
(2) 商号名 クリエイト・洋
(3) 代表者名 大城洋和
(4) 所在地 宜野湾市真栄原三丁目33番14号ピュアハウス303
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第11155号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 3 月 4 日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和 6 年 3 月 4 日
(2) 商号名 株式会社丸洋建設
(3) 代表者名 安良城洋
(4) 所在地 南風原町字兼城218番地 2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-5）第12282号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 3 月 4 日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和 6 年 3 月 5 日
(2) 商号名 大洋電気工事株式会社
(3) 代表者名 新垣徳市
(4) 所在地 那覇市赤嶺 2 丁目14番地10
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-4）第176号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 3 月 5 日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和 6 年 3 月 6 日
(2) 商号名 有限会社ケイ・エム工業
(3) 代表者名 又吉健一
(4) 所在地 宜野湾市大山三丁目21番 3 号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第10983号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 3 月 6 日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和 6 年 3 月 7 日
(2) 商号名 琉球通信工事株式会社
(3) 代表者名 武廣保寿
(4) 所在地 那覇市安里 3 丁目 4 番12号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-2）第818号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 3 月 7 日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 8 月 2 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 6 月 9 日 沖縄県指令土第134号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字瀬長舟無小原27番 5 及び27番 6 並びに27番 4 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字仲井真372番地 9 カサオフリーひまわり205 平川貴也
- 5 検査済証番号 令和 6 年 7 月10日 第4953号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 7 月 2 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 8 月 2 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 3 年11月30日 沖縄県指令土第783号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城後原78番 3 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字与那覇539番地 1 満天ビル 4 302 山城保男
- 5 検査済証番号 令和 6 年 7 月17日 第4954号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 5 月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 8 月 2 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 8 月17日 沖縄県指令土第652号、令和 6 年 5 月16日 沖縄県指令土第433号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字西里東屋原1331番 6 ほか 6 筆及び1348番ほか 3 筆のそれぞれの一部
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番39号 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
- 5 検査済証番号 令和 6 年 7 月17日 第4955号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 7 月 8 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 8 月 2 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 1 月17日 沖縄県指令土第 3 号、令和 5 年10月 3 日 沖縄県指令土第681号（変更）、令和 6 年 4 月12日 沖縄県指令土第372号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大度内間原123番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満1227番地コーポはなはな102号 金城美砂
- 5 検査済証番号 令和 6 年 7 月 17 日 第4956号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 7 月 1 日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地